

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会予算専門委員会要項の一部改正について

改正理由：教授会組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 財務を所掌する副学長</p> <p>(2) 学系長</p> <p><u>(3) 教職大学院教授会及び機構教授会構成員から選出された教授 各1名</u></p> <p><u>(4) 財務・研究推進部長</u></p> <p><u>(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</u> (任期等)</p> <p>第4条 前条第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第3条第4号</u>に規定する委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要項施行後最初の第3条第3号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 財務を所掌する副学長</p> <p>(2) 学系長</p> <p><u>(3) 財務・研究推進部長</u></p> <p><u>(4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</u> (任期等)</p> <p>第4条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第3条第3号</u>に規定する委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>[省略]</p>